（外国証券業者の引受業務に係る禁止行為）

第二百十七条　法第五十九条の六において準用する法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

（許可申請書の記載事項）

第二百十九条　法第六十条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、取引所取引（法第六十条第一項に規定する取引所取引をいう。以下同じ。）と同種類の取引に係る業務を開始した日とする。

（業務の内容及び方法）

第二百二十条　法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～六　略］

七　取引所取引業務（法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。以下同じ。）として高速取引行為を行う場合には、次に掲げる事項

イ　取引戦略ごとに、当該取引戦略の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1)　取引戦略の類型

(2)　高速取引行為に係る金融商品取引所等の名称又は商号

(3)　高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ取引の種類

ロ　高速取引行為に係る業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名及び役職名

ハ　高速取引行為に係る業務を管理する責任者の氏名及び役職名

ニ　高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の概要、設置場所及び保守の方法

ホ　高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置の内容

（許可申請書の添付書類）

第二百二十一条　法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　取引所取引業務の開始を決議した役員会等（役員会その他これに類する機関をいう。第二百三十二条の五第一号において同じ。）の議事録

［二～十　略］

十一　取引所取引業務として高速取引行為を行う場合には、前条第七号ロ及びハに規定する者の履歴書

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百二十二条　法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～三　略］

（外国証券業者の引受業務に係る禁止行為）

第二百十七条　法第五十九条の六において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

（許可申請書の記載事項）

第二百十九条　法第六十条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、取引所取引（法第六十条第一項に規定する取引所取引をいう。以下同じ。）と同種類の取引に係る業務を開始した日とする。

（業務の内容及び方法）

第二百二十条　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

（許可申請書の添付書類）

第二百二十一条　［同上］

一　取引所取引業務（法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。第九号、第二百二十三条及び第二百二十九条第一項において同じ。）の開始を決議した役員会等（役員会その他これに類する機関をいう。第二百三十二条の五第一号において同じ。）の議事録

［二～十　同上］

［号を加える。］

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百二十二条　［同上］

［一～三　同上］